

都市計画法第 34 条第 13 号 (令第 36 条第 1 項第 3 号ニ) の規定による届出書

○年○月○日

富士市長 小長井 義正 様

届出者 住 所 富士市永田町 1 丁目 100 番地

氏 名 富 士 太 郎

電話番号 0545-51-0123

都市計画法第 34 条第 13 号 (令第 36 条第 1 項第 3 号ニ) の規定により、次のとおり土地 (土地の利用に関する所有権以外の権利を含む) について届け出ます。

1. 職 業 (法人の場合は業務内容)	会社員
土 地	2. 所在及び地番 北松野字峯山○○-○○
	3. 地 目 畑 農地転用の許可 年月日及び番号 ○年○月○日 富農委第○号
	4. 地 積 公簿面積 200 m ² / 実測面積 200 m ²
5. 予定建築物等の用途	自己専用住宅
6. 権利の種類及び内容	所有権 <u>所有権以外の権利</u> (使用貸借権：平成 27 年 12 月 1 日に土地所有者である富士次郎と土地使用貸借契約成立)
7. 土 地 の 現 況	雑種地 (切土 0 cm/盛土 5 cm)
※処理欄	

(注) 1. ※印の欄には、記入しないこと。

2. 予定建築物等の用途の変更は認められませんので注意してください。

【 記入の仕方 】

- 1 欄：自己の業務用の建物を建築する場合には、業務内容を具体的に記入すること。
- 2 欄：届出に含まれる地域の地名・地番をすべて記入すること。
- 3 欄：届出の土地が、農地又は採草放牧地であった場合には、農地転用許可年月日・番号も記入すること。
- 5 欄：予定建築物の用途等を記入すること。
(例) 住宅の場合 → 自己専用住宅
- 6 欄：該当する箇所を○で囲み、所有権以外の権利の場合は()内にその権利の名称を記入し、かつ内容についても具体的に記入すること。
(例) 父親である富士次郎と使用貸借契約が成立していた場合
→ 使用貸借権：○年○月○日に土地所有者である富士次郎と
土地使用貸借契約成立
- 7 欄：土地の現況のほか切土・盛土の最大値を記入のこと。

【 提出部数および提出先 】

- 2部(正本1部および副本1部)を土地対策課に提出する。

【 提出書類 】

- 1 届出書(土地対策課ウェブサイトからダウンロード可能)
- 2 委任状 ※届出者以外が提出する場合
- 3 位置図(1/2500 国土基本図又は住宅地図)
- 4 公図写
- 5 配置図(縮尺 1/250 以上)
- 6 敷地求積図(縮尺 1/250 以上)
- 7 土地の全部事項証明書
- 8 借地契約書の写し等 ※土地を借地又は使用貸借している場合
- 9 農地転用許可書の写し ※地目が農地または採草放牧地の場合)
- 10 現況写真(当該土地の現況が判るもので2方向以上)
- 11 理由書(自己用建築物を必要とする理由書)

【 注意事項 】

- 1 区域設定の告示日から5年以内に建築行為を完了する計画のみ対象となります。
- 2 対象となる建築物は、自己の居住用または自己の業務用のみとなります。
 - ・申請者(又はその相続人等)以外の方が建築主となることはできません。
 - ・届出後に土地を第三者に売却した場合には、権利は失効します。
 - ・建築した建築物は、賃借することはできません。また、売買・譲渡による使用者の変更はできません。
- 3 区域設定の告示日以前から土地を所有又は借地している方が対象となります。
- 4 区域設定の告示日から6ヶ月以内に届出を行ってください。
- 5 当該届出とは別に、都市計画法の許可申請が必要となります。